

## 高槻市における介護予防・日常生活支援総合事業の質問・回答票(平成29年3月1日追加分)

分類	番号	質問内容	回答														
ケアマネジメント	41	要支援者で居宅療養管理指導を利用している場合は要介護認定申請は必要か。	居宅療養管理指導は介護(予防)給付であるため、利用するためには要介護認定が必要です。														
事業対象者	42	事業対象者の手続き書類提出後、利用者の手元に介護保険被保険者証が届くまでの所要期間はどれくらいが想定されているのか。	介護保険被保険者証は介護予防ケアマネジメント届出書の登録年月日以降に速やかに発行します。利用者の方のお手元に届くのは登録年月日(要支援認定をお持ちの方は、要支援認定有効期間の終了後)から概ね1週間以内を目安としています。  例)要支援認定有効期間が平成29年3月31日までの方の場合、事業対象者の被保険者証発行は平成29年4月1日から概ね1週間以内となります。														
請求	43	高槻市民が高槻市外の事業所を利用している場合、地域単価は事業者所在地のものを使用するのか。	<p>A1については事業所所在地に応じた地域単価を使用します。 A2、A4、A6、A7については高槻市が設定している地域単価を使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種類コード</th> <th>高槻市 介護予防・生活支援サービス事業</th> <th>地域単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td rowspan="2">介護予防訪問サービス</td> <td>国が規定 (事業所所在地に応じた地域単価)</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td rowspan="4">国が規定する地域単価から選択して 市町村が規定</td> </tr> <tr> <td>A4</td> <td>生活援助訪問サービス</td> </tr> <tr> <td>A6</td> <td>介護予防通所サービス</td> </tr> <tr> <td>A7</td> <td>短時間通所サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成28年3月31日付け厚生労働省発事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」Ⅱ-資料3「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について」を参照。  高槻市の総合事業費単位数サービスコード表(案)についてはホームページに掲載しています。</p>	サービス種類コード	高槻市 介護予防・生活支援サービス事業	地域単価	A1	介護予防訪問サービス	国が規定 (事業所所在地に応じた地域単価)	A2	国が規定する地域単価から選択して 市町村が規定	A4	生活援助訪問サービス	A6	介護予防通所サービス	A7	短時間通所サービス
サービス種類コード	高槻市 介護予防・生活支援サービス事業	地域単価															
A1	介護予防訪問サービス	国が規定 (事業所所在地に応じた地域単価)															
A2		国が規定する地域単価から選択して 市町村が規定															
A4	生活援助訪問サービス																
A6	介護予防通所サービス																
A7	短時間通所サービス																
通所型サービス	44	短時間通所サービスの送迎の考え方について教えて欲しい。	<p>現行の通所介護と同様の考え方です。居宅まで送迎することが原則です。 平成12年3月31日付け厚生省発事務連絡「介護報酬等に係るQ&amp;Aについて」をご参照ください。</p>														